

質問票に対する回答

⑧ 税源の配分・財政の調整

4. 財政調整制度について

	質問要旨	回答要旨
1	・財政調整制度の内容はどこに記載がありますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・概要については説明パンフレットP27,28 ページの「税源の配分・財政の調整」をご覧ください。 ・詳細については、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。 特別区制度(案)6. 財政調整のURLはこちらです。 http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryos5-8.pdf
2	・財政調整制度はどこ部署が管轄しているのですか。	・特別区の制度設計は、副首都推進局において行っており、財政調整制度については、財政調整担当が担当しています。
3	・財源の内容が説明パンフレットでは詳細が示されていない。詳細についてはどこに記載があるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・説明パンフレットでは、限られた紙面の中で制度案の全体像を分かりやすく説明するため、簡潔な記載内容とさせていただきます。 ・詳細については、特別区制度(案)6. 財政調整にお示ししていますので、ご覧ください。 特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryos5-8.pdf
4	・特別区の設置から10年は20億円を特別区へ追加配分するとしていますが、これは各特別区20億円か4特別区合計の額なのか、明確にすべきです。	・追加配分する各年度20億円の特別加算は、4特別区合計での金額です。
5	・説明パンフレット27ページ「財政調整の基本的な考え方」の項目に関して特別区の設置から10年間は、特別区に対して追加的な財源(各年度20億円)と書かれていますが、この追加的な財源は4つの特別区への配分合計としての20億円であることを明確にする必要があります。この記載では、各特別区へ20億円配分されるとの誤解を招きます。	・追加配分する各年度20億円の特別加算は、4特別区合計での金額です。
6	・大阪府から一定年数、一定額の財政支援があるという事ですが、現在の新型コロナ蔓延に伴う景気の悪化で、大阪府の財政状況も先が見通せなくなっています。先々まで特別区に対する支援が確約されているのか、万一不能になることはないのか、その場合の責任の所在はどうなるのか。知事の辞任で責任を取ったなどという事になってしまうのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・財政調整制度では、現在大阪府が実施している住民サービスを特別区・大阪府の双方で適正に実施していけるよう、事務分担に応じた財源配分をすることとしています。その上で、大都市制度(特別区設置)協議会の協議を踏まえ、特別区設置当初において住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対して10年間追加的な財源配分として特別加算の措置を講ずるものです。 ・特別加算については、特別区設置協定書に明記されており、府の条例にも記載されることとなります。この財源は府の条例に沿って確実に確保されることとなります。

	質問要旨	回答要旨
7	<p>・財政調整交付金の特別加算は10年間だけですか。</p>	<p>・特別区と大阪府の財源の配分については、事務分担に応じて配分することを基本としており、大阪府が担ってきた事務を特別区と大阪府が適切に実施できる仕組みとなっています。その上で、大都市制度(特別区設置)協議会の協議を踏まえ、特別区設置当初において住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対する10年間の追加的な財源配分として特別加算の措置を講じるものです。</p> <p>・こうした趣旨から、追加的な財源配分は経過措置とし、期間としては、以前の市町村合併推進法のもとで合併市町村について交付税の算定替え特例が10年間適用されることも参考に設定しています。</p> <p>・財政シミュレーションでは特別加算がなくなる令和17年度以降も収支不足は発生しない見込みとなっています。</p>
8	<p>・特別加算の期間がなぜ10年間なのですか。</p>	<p>・財政調整制度では、現在大阪府が実施している住民サービスを特別区・大阪府の双方で適正に実施していけるよう、事務分担に応じた財源配分をすることとしています。</p> <p>・この仕組みによって、特別区にも住民サービスを維持していける財源が配分されることとなりますが、特別区設置期において住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対する10年間の追加的な財源配分として特別加算の措置を講ずるものです。</p> <p>・こうした趣旨から、追加的な財源配分は経過措置とし、期間としては、以前の市町村合併推進法のもとで合併市町村について交付税の算定替え特例が10年間適用されることも参考に設定しました。</p>
9	<p>・特別区の設置が2025年1月1日スタートでは、国の行政執行年度とズレが生じますが、予算・決算などの調整はどうするのか。</p>	<p>・大阪府の決算については、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第20条に基づき、旧大阪市長が決算を調製し、府知事・各特別区長等に決算を提出、各団体で監査・議会報告を実施することになります。</p> <p>・一方、特別区の予算については、2024年度1月～3月期は、旧大阪市の予算を引き継ぎ実施するものであるため、同施行令第14条に基づき暫定予算を調製することになります。</p> <p>・また、2025年度予算については、特別区設置後50日以内に特別区長選挙が行われるため、当面必要な経費を盛り込んだ骨格予算を編成し、特別区議会の議決も経たうえて、特別区長の意向を反映させた本格予算を改めて編成することを想定しています。</p>
10	<p>・特別区移行後10年間20億円特別加算されるが、どこから支払われるのか。</p>	<p>・大阪府が、特別区財政調整交付金(各特別区に財政調整財源を配分するもの)に4特別区合計で20億円(10年間各年度)を加算します。</p>

	質問要旨	回答要旨
11	<p>・特別区が財政破綻した場合はどのような措置が取られるのか。</p>	<p>・すべての自治体は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、毎年度財政指標を算定しています。その指標が一定の水準(早期健全化基準)に達した場合、自主的な改善努力による財政健全化のため、議会の議決を経て、「財政健全化計画」を定めて取組みを進めなければなりません。</p> <p>・さらに指標が財政再生基準とされる水準にまで悪化した場合は、自主的な財政の健全化を図ることが困難であるとして、「財政再生計画」を策定することが義務付けられ、総務大臣による同意を受け、計画に沿って財政の健全化を図っていくこととなっています。</p> <p>・こうした制度の適用は、特別区も同様ですが、財政状況を常に住民に明らかにして、財政の健全性を維持し続けていくことが何より重要です。</p>
12	<p>・特別区設置から10年間の財源を特別区に配分することになっていますが、10年を過ぎると収支が悪化することはないのでしょうか。</p>	<p>・特別区と大阪府の財源の配分については、事務分担に応じて配分することを基本としており、大阪市が担ってきた事務を特別区と大阪府が適切に実施できる仕組みとなっています。その上で、大都市制度(特別区設置)協議会の協議を踏まえ、特別区設置当初において住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対する10年間の追加的な財源配分として特別加算の措置を講じるものです。</p> <p>・財政シミュレーションでは特別加算がなくなる2035(令和17)年度以降も収支不足は発生しない見込みとなっています。</p>
13	<p>・特別区への10年間20億円の特別加算財源配分は、10年後はどうなるのか。</p>	<p>・特別区と大阪府の財源の配分については、事務分担に応じて配分することを基本としており、大阪市が担ってきた事務を特別区と大阪府が適切に実施できる仕組みとなっています。その上で、大都市制度(特別区設置)協議会の協議を踏まえ、特別区設置当初において住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対する10年間の追加的な財源配分として特別加算の措置を講じるものです。</p> <p>・財政シミュレーションでは特別加算がなくなる令和17年度以降も収支不足は発生しない見込みとなっています。</p>
14	<p>・現在、大阪市は政令指定都市ですが、特別区になると政令指定都市ではなくなります。その場合、国からの交付税は減少しないのでしょうか。</p>	<p>・特別区設置後の地方交付税は、大阪府分と特別区分が合算で大阪府に交付されます。現行の大阪府と大阪市の総額は維持されます。なお、特別区へは財政調整交付金により配分されます。</p>

	質問要旨	回答要旨
15	<p>・将来的に国の地方交付税削減によって大阪府への交付減が生じた場合、税金の引上げもしくは地方債の発行という形になり、将来の子供たちへの負担となるものではないでしょうか。</p>	<p>・特別区設置後の地方交付税は、大阪府分と特別区分が合算で大阪府に交付されます。現行の大阪府と大阪市の総額は維持されます。</p> <p>・このことを前提条件として、財政シミュレーションでは、大阪市が毎年度作成している「今後の財政収支概算(粗い試算)」(2020年(令和2年)3月版)を推計の基礎とし、特別区の制度設計を前提に特別区と大阪府に仕分け、これに反映されていない改革効果額・組織体制の影響額・特別区設置に伴うコストを加味して試算しています。</p> <p>・その結果、特別区に収支不足は発生しない見込みとなっています。</p> <p>・財政シミュレーションは、もとより相当の幅をもってみるべきものですが、仮に収支が下振れすることとなった場合、歳出抑制(経費削減等)や歳入確保(公有地の売却・地方債の活用等)などにより対応することとなりますが、それは他の市町村でも共通することであり、今の大阪市のままであっても同様の対応が必要です。</p> <p>特別区設置における財政シミュレーションのURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/200811siryo_R2.3.pdf</p>
16	<p>・説明パンフP27の「財政調整の基本的な考え方」で、「特別区の設置から10年間は、特別区に対して追加的な財源(各年度20億円)を配分します。」としているが、毎年計80億円の財政調整財源が、基準財政需要額にカウントされるのか。</p>	<p>・追加配分する各年度20億円の特別加算は、4特別区合計での金額です。</p> <p>・特別区財政調整交付金(各特別区に財政調整財源を配分するもの)の合計額に加算することとしており、各特別区への配分の計算方法等の詳細については、今後検討します。</p>
17	<p>・財源についてもう少し具体的に知りたい。</p>	<p>・説明パンフレットでは、限られた紙面の中で制度案の全体像を分かりやすく説明するため、簡潔な記載内容とさせていただきます。</p> <p>・詳細については、特別区制度(案)6. 財政調整にお示ししていますので、ご覧ください。</p> <p>特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryo5-8.pdf</p>
18	<p>・特別区設置後、10年間20億円の特別加算財源配分と示していますが、その途中で打ち切りしないのか。また、10年間で終了なのか。</p>	<p>・財政調整制度では、現在大阪市が実施している住民サービスを特別区・大阪府の双方で適正に実施していけるよう、事務分担に応じた財源配分をすることとしています。</p> <p>・この仕組みによって、特別区にも住民サービスを維持していける財源が配分されることとなりますが、特別区設置期において住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対する10年間の追加的な財源配分として特別加算の措置を講ずるものです。</p> <p>・こうした趣旨から、追加的な財源配分は経過措置とし、期間としては、以前の市町村合併推進法のもとで合併市町村について交付税の算定替え特例が10年間適用されることも参考に設定しています。</p> <p>・特別加算については、特別区設置協定書に明記されており、府の条例にも記載されることとなります。この財源は府の条例に沿って確実に確保されることとなります。途中で打ち切られることはありません。</p> <p>・なお、財政シミュレーションでは特別加算がなくなる2035(令和17)年度以降も収支不足は発生しない見込みとなっています。</p>

	質問要旨	回答要旨
19	<p>・各特別区へ配分される国からの交付金上限を超えた予算が特別区ごとに、大阪府・特別区協議会(仮称)において承認されることもあるのか。</p>	<p>・財政調整制度では、現在大阪市が実施している住民サービスを特別区・大阪府の双方で適正に実施していけるよう、事務分担に応じた財源配分をすることとしています。</p> <p>・特別区設置後の地方交付税は、大阪府分と特別区分が合算で大阪府に交付されることとなり、このうち地方交付税の市町村算定分が財政調整財源として、配分割合に応じて特別区に配分されることとなります。</p> <p>・府から各特別区への財政調整財源の配分(特別区財政調整交付金)は、地方自治法第282条及び府条例の規定により、行われることとなるものです。配分のルールは大阪府・特別区協議会(仮称)において協議して決められますが、各特別区が配分された財源をどのように使うかは、各特別区が自主的に決めることができます。特別区長のマネジメントのもとで、その他の財源と組み合わせて独自のサービス充実を図ることも可能です。</p>
20	<p>・区役所の人件費はどの財源から使われるのでしょうか。</p>	<p>・財政調整制度では、現在大阪市が実施している住民サービスを特別区・大阪府の双方で適正に実施していけるよう事務分担に応じた財源配分をすることとしています。</p> <p>・特別区では、区民税などの自主財源や配分された財源を活用し、区役所の人件費を賄うこととなります。</p>
21	<p>・特別区移行後10年間20億円特別加算されるが、その財源はどこから捻出するのか。</p>	<p>・特別区制度のもとで広域機能が一元化されることによる新たな成長の果実も活用しながら、大阪府において財源を捻出することとなります。</p>
22	<p>・特別区への10年間20億円の特別加算財源配分は、10年後はどうなるのか。</p>	<p>・特別区と大阪府の財源の配分については、事務分担に応じて配分することを基本としており、大阪府が担ってきた事務を特別区と大阪府が適切に実施できる仕組みとなっています。その上で、大都市制度(特別区設置)協議会の協議を踏まえ、特別区設置当初において住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対する10年間の追加的な財源配分として特別加算の措置を講じるものです。</p> <p>・財政シミュレーションでは特別加算がなくなる2035(令和17)年度以降も収支不足は発生しない見込みとなっています。</p>
23	<p>・大阪市が特別区になると地方交付税がなくなると聞いた。本当であれば、減収分の対応はどう考えているのか。また、現在の大阪市の交付税はどの程度の金額か。</p>	<p>・特別区設置後の地方交付税は、大阪府分と特別区分が合算で大阪府に交付されます。現行の大阪府と大阪市の総額は維持されます。なお、特別区へは財政調整交付金により配分されます。</p> <p>・なお、大阪市の地方交付税(臨時財政対策債含む)は、2016(平成28)年度決算で約880億円です。</p>
24	<p>・特別区の設置後は、1年毎にプラドゥシーの方法で、お金の流れやその実態について説明し、市民に知らせるべきだ。</p>	<p>・特別区制度においては、財政調整制度の運用の透明性という観点から、財政調整財源を府の特別会計で管理するとともに、その運用状況や府に配分された財源の充当状況などを公表し、大阪府・特別区協議会(仮称)に報告することとしています。</p> <p>・また、この協議会では、特別区と大阪府の配分割合についても毎年度検証し、配分割合の変更についても必要に応じて協議することとしています。</p>

	質問要旨	回答要旨
25	<p>・財源について、特別区設置後は大阪府に広域行政分が移譲されると今まで大阪市内の為に使用していたのが、府内の他市町村の為に利用されるようになるということか。</p>	<p>・大阪府に移転される財源は、他の市町村のために使われたりすることはありません。 ・それらの財源は、現在大阪府が担っている広域的な役割を果たすための事業に充当するものであり、大阪府・特別区協議会(仮称)でその状況を明らかにすることとしています。 ・詳しくは、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。 特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryoy5-8.pdf</p>
26	<p>・10年間は財源を特別区に配分と書いてありますが、10年後その配分はなくなるのでしょうか。</p>	<p>・特別区と大阪府の財源の配分については、事務分担に応じて配分することを基本としており、大阪府が担ってきた事務を特別区と大阪府が適切に実施できる仕組みとなっています。その上で、大都市制度(特別区設置)協議会の協議を踏まえ、特別区設置当初において住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対する10年間の追加的な財源配分として特別加算の措置を講じるものです。 ・こうした趣旨から、追加的な財源配分は経過措置とし、期間としては、以前の市町村合併推進法のもとで合併市町村について交付税の算定替え特例が10年間適用されることも参考に設定しています。 ・財政シミュレーションでは特別加算がなくなる2035(令和17)年度以降も収支不足は発生しない見込みとなっています。</p>
27	<p>特別区に6,500億円、大阪府に2000億円の財源とのことだが、大阪市の歳出は平成28年度決算で1兆5,820億円であり、数値が合わないのはなぜか。</p>	<p>・財政調整制度の設計においては、財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものである、地方税、地方譲与税、地方交付税などの一般財源ベースの数値を基に試算しています。 ・大阪市の歳入には、上記の一般財源のほか、国庫支出金、使用料・手数料などの特定財源がありますが、これら特定財源は用途が限定されていて、特定の事務に充当されるものであり、特別区と大阪府の事務分担に応じてセットで移転されます。</p>
28	<p>2025万博開催に関連し、地下鉄延伸にあたり、200億円の負担はIR事業者に求めることとしていたが、実現は期待できない。広域自治体である大阪府が負担することでもいいのか。特別区には負担を求められないと考えるべきだ。</p>	<p>・IR(統合型リゾート)については、現在大阪への立地実現に向けて取り組んでいるところです。ご質問のような仮定の問題については、現在の大阪府・大阪市間でも確定していない事項であり、特別区が設置された場合についての考え方をお答えすることはできません。</p>
29	<p>IRの収益の配分について、大阪市の場合と特別区の場合で異なるのかが分かる資料を提示してほしい。</p>	<p>・IR(統合型リゾート)については、現在大阪への立地実現に向けて取り組んでいるところであり、確定した事項ではないため、財政シミュレーションの収支には含まれていません。 ・なお、IR関係の収入金については、現在の大阪府・大阪市で均等配分との考え方を引き継ぐこととしています。具体的には、特別区・大阪府で均等配分を基本としてIR関連施策の経費相当額を調整することとなります。また、各特別区間の配分については、人口割を基本に配分することを基本としているところです。 ・詳しくは、第30回大都市制度(特別区設置)協議会資料 論点ペーパー附属資料I ~IR収入金の配分~をご覧ください。 http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/30429/00337490/iinsiryoy2.pdf</p>

	質問要旨	回答要旨
30	<p>コロナが収まればカジノで大きな収入が見込め、特別区の財政にも還元されると考えているのか。</p>	<p>・IR(統合型リゾート)については、現在大阪への立地実現に向けて取り組んでいるところであり、確定した事項ではないため、財政シミュレーションの収支には含まれていません。</p> <p>・なお、IR関係の収入金については、現在の大阪府・大阪市で均等配分との考え方を引き継ぐこととしています。具体的には、特別区・大阪府で均等配分を基本としてIR関連施策の経費相当額を調整することとなります。また、各特別区間の配分については、人口割を基本に配分することを基本としているところです。</p> <p>詳しくは、第30回大都市制度(特別区設置)協議会資料 論点ペーパー附属資料I ~IR収入金の配分~をご覧ください。</p> <p>http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/30429/00337490/iinsiryo2.pdf</p>
31	<p>・特別区の設置から10年はそれぞれの区に20億円を追加加算するとありますが、その金額、期間に設定された根拠は何でしょうか？その後以降はどうなると考えていますか？そもそもそのようなお金がなくても安定的に運用できるよう組織を構築すべきなのではないですか？</p>	<p>・追加配分する各年度20億円の特別加算は、4特別区合計での金額です。</p> <p>・特別区と大阪府の財源の配分については、事務分担に応じて配分することを基本としており、大阪府が担ってきた事務を特別区と大阪府が適切に実施できる仕組みとなっています。</p> <p>・その上で、大都市制度(特別区設置)協議会の協議を踏まえ、特別区設置当初において住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対する追加的な財源配分として特別加算の措置を講ずるものです。</p> <p>・こうした趣旨から、追加的な財源配分は経過措置とし、期間としては、以前の市町村合併推進法のもとで合併市町村について交付税の算定替え特例が10年間適用されることも参考に設定しています。</p> <p>・また、特別加算の規模は、特別区設置によるイニシャルコストとランニングコスト(10年間)の規模も勘案したものとされています。</p> <p>・なお、財政シミュレーションでは特別加算がなくなるR17年度以降も収支不足は発生しない見込みとなっています。</p>
32	<p>2025万博開催に関連し、地下鉄延伸にあたり、200億円の負担はIR事業者に求めることとしていたが、実現は期待できない。特別区に負担を求められるのか。どこから捻出するのか。</p>	<p>・IR(統合型リゾート)については、現在大阪への立地実現に向けて取り組んでいるところです。ご質問のような仮定の問題については、現在の大阪府・大阪市内でも確定していない事項であり、特別区が設置された場合についての考え方をお答えすることはできません。</p>
33	<p>大阪府から特別区に対する特別加算10年間20億円/年は、どこから確保するのか。</p>	<p>・特別区制度のもとで広域機能が一元化されることによる新たな成長の果実も活用しながら、大阪府において財源を捻出することになります。</p>
34	<p>IR誘致では、開発するのは民間のお金とのことだが、誘致するにはお金がかかると思う。その誘致費用は大阪府が負担するということでもいいのか。</p>	<p>・IR(統合型リゾート)については、現在大阪への立地実現に向けて、大阪府と大阪府でIR区域の整備に関する基本協定書を締結して、共同で取り組んでいるところです。民間事業者の公募・選定手続きについては、令和元年12月から開始し、提案審査書類の提出期限を令和2年7月頃としていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を見極めるため、期限を当面の間延長しているところです。具体的な提案審査書類の提出期限については、国の基本方針の策定後に、その内容及び新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、大阪府と大阪府で決定する予定です。</p>

	質問要旨	回答要旨
35	10年間毎年20億円が、4つの特別区にばら撒かれるようだが、その妥当性、多寡については説明が不十分だ。移行後の区長の裁量で条件なく執行されるのか。算出根拠、使途、制約条件などについて教えてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・財政調整制度では、現在大阪市が実施している住民サービスを特別区・大阪府の双方で適正に実施していけるよう、事務分担に応じた財源配分をすることとしています。この仕組みによって、特別区にも住民サービスを維持していける財源が配分されることとなりますが、特別区設置期において住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対する追加的な財源配分として特別加算の措置を講ずることとし、期間としては、以前の市町村合併推進法のもとで合併市町村について交付税の算定替え特例が10年間適用されることも参考に(10年間20億円)の措置を講ずることとしています。 ・また、特別加算の規模は、特別区設置によるイニシャルコストとランニングコスト(10年間)の規模も勘案したものとなっています。 ・特別加算については、特別区設置協定書に明記されており、府の条例にも記載されることとなっています。この財源は府の条例に沿って確実に確保されることとなります。 ・なお、特別加算を含む特別区財政調整交付金は法令により一般財源とされています。特別区の創意工夫のもと、自主的・計画的な行政運営の確保に役立てることが可能です。
36	特別区の設置から10年間は住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区への財源配分を充実ということは、担保しておかないと安定的なサービスは図れないと市が懸念しているからではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区と大阪府の財源の配分については、事務分担に応じて配分することを基本としており、大阪市が担ってきた事務を特別区と大阪府が適切に実施できる仕組みとなっています。 ・その上で、大都市制度(特別区設置)協議会の協議を踏まえ、特別区設置当初において住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対する10年間の追加的な財源配分として特別加算の措置を講ずるものです。 ・財政シミュレーションでは特別加算がなくなる2035(令和17)年度以降も収支不足は発生しない見込みとなっています。
37	特別区・大阪府に配分された財源の決算は誰がどのようにするのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区も大阪府も他の自治体と同様、地方自治法に基づいて、各年度の決算について監査委員の審査を受け、監査委員からの意見を付けて議会に報告するほか、「財政のあらまし」を公表するなど、財務に関する透明性を図ることとなります。 ・さらに、大阪府では、財政調整制度の運用の透明性という観点から、財政調整財源を府の特別会計で管理するとともに、その運用状況や府に配分された財源の充当状況などを公表し、大阪府・特別区協議会(仮称)に報告することとしています。